

## 6月12日(1日目) 2コマ 「空港周辺環境対策事業」

【説明者】 航空局でございます。よろしくお願いたします。A4横の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

空港周辺環境対策事業は、公共用飛行場における航空機騒音の障害の防止等に関する法律、以下略称で騒防法と申します。などに基づき行います、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減するための事業でございます。1ページ上段にあります環境基本法のもとに定められている航空機騒音に係る環境基準を満たすことが最終目標となりますが、赤字で示されているように、騒防法の対象全空港に残っている屋外の基準未達成地域において中間改善目標と定められている屋内環境の創出・保持を目下の現実的目標として取り組んでおります。

続いて、2ページでございます。2ページにありますのは、現行騒防法に基づく空港周辺環境対策事業の概要です。区域指定は、屋外の航空機騒音の大きさに基づき行い、イメージはごらんのようなドーナツ状になっております。今回論点に挙げております住宅防音工事補助については、第1種区域内で告示による区域指定の際に所在した住宅を対象に、所有者や賃借人等の申請により実施されております。

住宅防音工事の内容でございますが、3ページ下段に掲載の騒音を防止・軽減するための内外壁・サッシの工事や、室内の温度・湿度を良好に保つためのエアコン等空調機の設置でございます。空調機については、機器の耐用年数の観点から更新は3回目までが制度的に手当てされております。

4ページ目は、木造住宅における防音工事の施工事例でございます。助成に際しましては、屋外騒音レベルに応じて3段階の基準を定め、住宅の構造及び状態に応じて必要な工事を対象にしております。

航空機の騒音対策につきましては、航空機の低騒音化、離着陸における運航方法の改善等の騒音軽減対策が進んだ結果、平成20年度以降、5ページにごらんのような騒音対策区域の見直しが実施され、おおむね区域は縮小しているところです。

続いて、6ページ、事業費の推移でございます。昭和48年度の住宅防音工事助成制度創設後、対象空港の追加指定に伴い事業費が急増し、昭和56年度から57年度にかけて全体1,000億を超えるピークを迎え、昭和57年度の住宅防音工事は734億円もの事

業費となりましたが、当該工事の進展や騒音対策区域の見直しもあって大幅に減少してまいりました。

7ページでございます。3回目の空調更新工事の創設時には、住宅騒音防止事業のそもそもの必要性も含めて厳しい指摘・批判を受けた経緯がございました。エアコンの普及がかなり進んだ中、更新について真に必要なものに限定する方向で見直すべきという意見が多く、予算要求の縮減が求められました。それを受け、制度創設に際しまして、全体の補助率の低減とともに対象台数を減ずることとなった次第であります。

8ページから掲げております論点について現状と課題を申し上げます。1つ目、防音工事が実施された住宅の防音性能の実情についてであります。第1種区域では、引き続き屋内における中間改善目標を満たすことが求められているため、空調機更新は3回目までが制度的に手当てされてきたところですが、多くは工事後数十年を経過している住宅本体に対しましては、約20年前に調査して以降、実態の把握ができていないところ、工事部分の劣化に伴う騒音防止効果の減退の声も耳にするところであります。屋内環境の保持の観点から課題ではあります、住宅所有者の維持管理責任との関係などの整理が重要になると考えております。

続いて、9ページ、2つ目の論点です。住宅防音工事の成果指標につきまして、工事対象ながら未実施家屋の実態については把握しておらず、空き家あるいは既に撤去されている場合も考えられているところでありまして、分母となる対象家屋数の正確な把握には限界があるというのが実情です。調査も、下に書いてあるように考えられるところでございますが、費用対効果上、事業推進への生かし方など検討が必要と認識しております。

最後に、10ページ、空調更新工事のあり方につきまして、関係者から4回目の更新制度の創設について、3回目更新で対象台数減となった結果、助成対象から外れた単身世帯の復活要望を含め上がってくるようになっております。他方、取り巻く環境について、普及率はさらに進んでいる状況でございます、前回同様の議論が予想されるところでございます。また、この事業は自治体の協力で事務を進めておりまして、検討に当たり、事務負担の面も配慮が必要と考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【市川会計課長】 ありがとうございます。論点につきましては、今、担当部局のほうから説明がありましたので、この論点を中心にご議論いただければと思います。

それでは、杉本先生、よろしく願いいたします。

【杉本委員】 取りまとめ役の杉本です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、先生方、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。では、河端先生。

【河端委員】 ご説明ありがとうございました。レビューシートの1枚目で予算額が平成29年度から平成30年度にかけて大幅に上がっています。しかし、2ページ目の活動指標及び活動実績を拝見すると、平成30年度は活動実績が51と前年度より大幅に少なく、当初見込みの218件よりも大幅に少ない。これはなぜでしょうか。このような乖離が生じた原因についてどのようにお考えか教えていただけますでしょうか。

【説明者】 お尋ねのございました平成30年度の活動実績でございます。予算計上につきましては、これは個別の要因といえ、那覇空港の自衛隊機の運用によりまして区域の見直しが行われておりまして、その関係上、地元自治体と協議をして、4年間で集中的に事業を行おうということで、近年予算計上を、通常、住宅防音工事につきましては、直近の年の平均的な実績をもとに積んでいるわけでございますが、そうした個別事情も加味して予算計上したところでございます。とりわけ平成30年度は、話では、貸しアパートのようなところの住人が入っていない、そういうことで事業が実施されなかったというようなことなどを含めて執行率が上がらなくて、その結果、この30年度のような執行になったということでございます。

それについてということございまして、予算計上と執行について、計画的に執行率が一定のレベルをとるところはご指摘はそうかと思います。他方で、この事業については、申請主義に基づいてやっているというところもございまして、その点どうしても先方の事情でそうした乖離が生じる年があるというのも多少やむないというようなことでやってきたという経緯もございます。

【河端委員】 もう一点よろしいでしょうか。

【杉本委員】 どうぞ。

【河端委員】 ありがとうございます。もう一点質問がございます。資料の5ページ目に騒音対策区域の見直しがあった空港がリストされていますが、ここに入っていない空港も幾つかあるのでしょうか。見直しがなされていない期間が長期にわたっているようでしたら、滑走路の状況が変わったり、飛行機の性能が上がって騒音対策がなされたり等して、対象となる第1種区域がかなり縮小しているケースもあるのではないかと思います。その点についていかが思われますでしょうか。

【説明者】 ここに挙がっていない空港といたしまして、羽田空港でございます。そち

らについては、52年にもとの騒音対策区域の拡大をしたところではありますが、それ以降、昭和63年、新A滑走路供用開始、平成9年のC滑走路供用開始、それから、平成12年の新B滑走路、平成22年、新D滑走路、そういったように空港の形そのもの、構造が変わってきて、当然その分容量等がふえてきて、直近では、平成28年、滑走路処理容量の拡大などというようなこともありまして、一定の運用が少し先まで見通せるような状況にまだそこに至っていないというようなことで、そのように切れ目なく施設の整備とか拡充が継続する間に騒音対策区域の見直しというのが、地域住民に対して種々混乱を招くというような恐れもあったことから、今これまで見直しを行うに適した状況ではないということまで至っていないという状況であります。

あと、福岡空港につきましても、現在、滑走路の増設事業がございまして、そうした空港の運用の安定が見られた後ということになるかと思っております。

【杉本委員】 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい、お願いします、中里先生。

【中里委員】 防音工事のことに確認をさせていただきたいんです。まず防音効果と、それから、対象数をなぜ把握するのかという話です。これは申請によって、申請者の方からの申請を受けて措置をするということになっていて、例えば防音効果であれば、防音の工事をしてくださいと申請があって、工事をしました、施工しました。施工の直後に防音工事の効果があるかどうかをチェックすることは大事だと思うんです。それは工事の意義があるかどうかを見るためだからです。ただ、時間がある程度経過したときにどうなっているかというのは、現に騒音で影響が大きいという方から新たに申請があれば対応すればよく、そうでなければ、こういうことを悉皆で把握する必要があるのかどうか。

それからもう一つ、対象数についても、これは申請主義をとっているということは、そのもとで考えれば、対象数を把握する必要がどこまであるのかということが質問です。なぜこれが論点になっているのかということをも改めて確認させていただきたいんです。

【説明者】 私どもの事業、住宅防音工事についての申請主義だというのは、まさに今先生からご理解をいただいているとおりでございます。他方で、この空港周辺環境対策事業をやるに当たって、このような形で成果目標ということで、私どもといたしまして、申請主義をとっているということもあって、事業の終了年度、つまり、やっぱり100%に向かってやっていくというのが事業の1つの当然の方向性ということではあるんですが、一方でその母数になっているところについて、私ども、それがいないからこの事業の執行に

不便をかこったということはないので、今までこのような形でやってきたというところはあるんですが、そういった面で指標の正確性といいますか、そういったこと自体がどうしても限界があって、かつそのこと自体の精度を上げることで今後より効果的な施策の推進が可能としてあるのではないかというような観点も含めて、今回論点の1つにさせていただいたというところでございます。

【杉本委員】 よろしいでしょうか。

お願いします、アトキンソンさん。

【アトキンソン委員】 この対象になるところは、空港の新設もしくは増設の後に土地が取引されたものに関しても、その人も申請することはできるんですか。

【説明者】 対象につきましては、区域指定をした際に現にあった住宅が対象になります。

【アトキンソン委員】 新設もしくは増設した後に取引されている地価は下がることはないんですか。下がることはありますか。

【説明者】 すみません、地価の動向等についてはいろいろな社会的な要因があるので、その点、そういうことがあるかないかとおっしゃられるとなかなかお答えが難しゅうございます。あくまでもこの事業は、区域指定をした際にあった住宅で、その所有者であったり、あるいは賃借をしている人が申請をしたときに、その居住人数によって部屋の数だったり、その構造によって計画の遮音量などを定めて、それに対して、その工事に対して補助をするという仕組みになってございます。

【アトキンソン委員】 普通の経済合理性から考えると、その家を買ったと。空港がなかった。空港を設置しました。それによってその土地の価値が下がります。その影響を吸収する、補填をするために国のほうから不十分になった分をこういう形で補助することは、それは普通の考え方だと思います。

だけれども、想像するには、その土地の坪単価は下がっているはずなんです。新設もしくは増設した後に取引をした人は、悪影響を受けるという前提で安く買うことができる値段で買うことができ、それで、その下がった分の金額は、普通で考えた場合に、こういう工事を余計にやらなければいけないところの分だけ下がっているはずなんですけれども、下がっているにもかかわらず、工事しなければいけない部分を全部補助するというになると、その人はもう、要するに、メリットを受けて、マイナスの部分は払わなくていいし、プラスそれに相当する金額は国からくれるということで、モラルハザードの塊みたい

な感じになるかと思うんです。一般的に考えると、買ってしまった、持っている人たちに  
対する補助はわかりますけれども、後で入ってくる人たちはわかった上で入ってきている  
のに、何でその人たちを補助する必要があるんですか。

**【説明者】** この事業について、対象物件があって、区域指定の際に既に住宅がありま  
したと。その場合は対象物件になるわけですが、それが例えば工事が結局実施さ  
れないまま取引がなされて、それで、新たなその住宅を買う人が入ってくるというよ  
うなことも想定されるわけですが。法律上、そういう意味であくまでもこの事業につ  
きまして、環境基準がもとになって、その空港周辺の騒音の中で健康的な日常生活をち  
ゃんと維持してあげなければならない、そういう点から出てきているものですが。そ  
ういう観点から制度が仕組みられてきて、物件と、それに対しての居住する方の生活の維持  
ということをごさしまして、その点、ご指摘のそういった経済効果というようなことも  
あるかと思うんですが、あくまでも環境基本法のもとの事業というようなことで  
したたてつけになってきているという経過がございます。

**【アトキンソン委員】** でも、普通で考えた場合に、この制度が経済合理性があるのか、  
モラルハザードにつながっているのかということを考えるときに、新設・増設の前と後の  
土地の動向がどうなっているのか、賃貸の動向がどうなっているのか、そもそもこの物件  
は同じような、空港のないところに比べてどうなのかということ在设计の中に入れる必要  
があって、それをチェックしていないということは、そういう設計ミスを見逃したよ  
うな形になるかと思えます。

1,000万円の工事がかかります。1,000万円ぐらいは土地の単価が低くなっ  
ています。1,000万円を得しているのに、その1,000万円が国からお金が出てくるとい  
うことで、その人は1,000万円得していることになっているんですけども、それはい  
くら何でもその法律はその当時はどうだということと言われても、当時としては、設計し  
たときにその人たちはみんな被害者になるわけなんですけど、後に入ってきた人は被害者  
になっているかどうかを確認する必要があります。

その確認をする必要はどうやって確認できるかという、土地と賃貸はどうなっ  
ているのかということを確認した上で、補助をするべきか、するべきではないのかという設計  
に変えなければいけないと思うんです。要するに、グラウンドファザリングする人はわか  
りますけれども、その後の人たちまで広げるといことは、あまりにも設計ミスで、ただ単  
にお札をばらまいているだけだというふうに思います。やはりそういうようなチェックを

ひその制度に、ただ単にこの物件は対象か対象じゃないということは、それはやはり設計としてはミスだと思えないです。コメントとして。

【杉本委員】 どうぞ、河端先生。

【河端委員】 現地調査の際に、新築、後から新しく建てた建物は補助しないとおっしゃっていたように記憶していますが、いかがでしょうか。

【説明者】 あくまでもこの区域指定の際にあった住宅というのが大原則になっております。例外的な扱いといたしましては、区域指定されたときにあった住宅で、やむを得ない事由でそれを建てかえるというときにエアコンを移設するというような場合だけ、そのエアコンはその後の継続的な更新の対象にするという、部分的にそういった扱いをしていますが、あくまでも住宅本体については区域指定の際にあったものと。それ以降に建ったものについては対象にならないということでございます。

【河端委員】 そうですね。

【杉本委員】 上山先生。

【上山委員】 区域指定というのはきっと、空港ができると同時に区域指定されているわけではないんですね。空港ができてから何年かたって区域指定されているという理解でよろしいんですか。

【説明者】 運航実態、どのぐらいの機種が何時ぐらいにどのぐらい飛んでいると、そういったような状況、ある程度の安定的な状況をきちんと調査をした上で、その音の測定をして、区域の指定をするというような手はずになります。

【上山委員】 ということは、区域指定された際に存在する住居、建物にしても、要は、空港ができる前からあるのと、空港ができてからあるものと両方混在しているということですね。多分アトキンソンさんがおっしゃっているのは、区域指定のときにあっても、空港ができてからのものも同じように扱っていいのかというようなお話をされているんじゃないのかなと思うんです。そういう問題意識で、憲法上生存権が保障されているので、全然何もしないというのなかなか難しい話だとは個人的には思うんですけれども、ある程度の補助率の差はつけてもいいのかなというふうには思うんですけれども、そういった検討というのは現在はされていらっやらない？

【説明者】 すみません、今回こうした場に臨むに当たって、過去の経緯等も可能な限り追いかけてきているところでございますが、知り得る限りでそういった検討をされたことはないのかなと思います。

それからあと、現状としてはというのはちょっとお答えになるかどうかとは思いますが、現状としては、この住宅防音工事事業の額のかかなりの部分はエアコンの更新の事業になっているというような実態がございます。

【上山委員】 すみません、そのままエアコンについてお聞きしたいんですけども、エアコンの設置・更新を補助する理由というのはまずは何なんでしょうか。

【説明者】 屋外の環境基準の本則といたらいいでしょうか、この資料の1ページにありますように、環境基準、屋内の2種、地域の類型は2つありますが、57デシベル以下であるとか、あるいは専ら住居に供される地域以外のところということで62デシベル、これが現実的にはなかなか環境基準をクリアできないと。そういう状況にあって、その下段にございますが、達成期間等にあって、既設飛行場の箱の中のポツの2つ目の右下のところ、屋内で47デシベル以下とすることとあって、その赤文字、一番初めにご説明をさせていただいたところがございますが、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようするとともにということで、環境基準をとにかくクリアをするために、最低でも屋内の環境基準をクリアするためという我々はミッションでやっているというところがございます。

【上山委員】 屋内の環境基準を達成するために、エアコンはどういうふうに関係してくるんですか。

【説明者】 どうしても防音工事をしますと、非常に音が入らないように、室内を密閉の、あるいは壁もそれなりのちゃんと材質の厚いものとかというような形になって、なかなか騒音で窓を開放できないというようなことから、空調機の設置もセットにして制度をスタートしております。

【上山委員】 端的に言うと、窓を閉めて暑くなるので、空調機を補助しようという話ですよね。多分当初のころに比べるとやっぱり温暖化が進んで、エアコンのない家庭というのはおそらくないんだと思うので、エアコンの設置の補助はもう要らないんじゃないのかなという気がします。騒音区域に住んでいる方も、騒音がしなくてもエアコンは夏には使っているでしょう。ただ、時季によって、エアコンを使わずに窓をあけておくだけでいい時期にまで閉め切らなければいけないというところは多少差が出てくるかもしれない。そうすると、エアコンの設置じゃなくて、エアコンを稼働させる期間が違ってくるんだと思うので、設置よりもむしろエアコンを稼働させる期間に対して電気代などの多少の補助を考える、結果的にそっちのほうが高くなってしまいうかもしれないんですけども、考え



方としてはそっちのほうに流れるべきなんじゃないのかなと思います。設置自体については、今はもう普通はエアコンはほぼある、その地域でも備えるのが一般的だろうと思いますので、設置についての補助は要らないのかなという気はします。

【アトキンソン委員】　ちょっといいですか。

【杉本委員】　どうぞ。

【アトキンソン委員】　そこに関連するんですけども、今のご指摘のとおりで、私がさっき申し上げたように、本来であれば、エアコンのところではやはり周りのところで実際どこまで設置しているのかということを確認する必要があると思います。一般的であると思えば、そういう検証の結果で、そういう設置は必要ないという判断になる可能性はあると思います。

ただ、今、私の昔の経験で空港の近くに住んだことがあるんですけども、実際に電気の料金のところもそういうので長くなるということもある一方、例えば二重ガラスにしているとか、壁を厚くしていることによって、稼働している時間帯は長いんですけども、密閉していることによって、あと、壁等を厚くしていることによって、結局、効率がものすごくよくなっていて、逆に電気料金が下がるという傾向も確認する必要は私はあると思います。

そういうのは一般の人に比べて電気料金が高つくということであれば出してもいいとは思いますが、設置自体が、今の世の中では、周りを確認することなく、ただ単に過去は、もう何十年前はどうだったのかという延長線で今設置しているということはやはり設計を変えるべき時期に来ているのではないかと思います。何しろ電気料金にしても、設置をする云々というのは、検証しないまま昔の設計のまま走るということは、今の経済情勢の中ではちょっと甘いんじゃないかという気がいたします。

【杉本委員】　いかがでしょうか。

【説明者】　エアコンの設置の助成ではなくて、稼働させるための維持費の補助というようなご提案といたしますか、ご意見ございました。それについて、考え方はいろいろあるかと思いますが、騒音被害を空港周辺で受けてこられた方々、ただ、1種区域ということで、いわばそこで日常を送って航空機騒音と共生をしてきた方々に対して、国の補助の実態とも言える空調機の更新について打ち切ってその維持費ということになるのに、他方で、これまでは空調機の更新についてはどうしても機械であるので耐用年数があるという前提でやってきたというようなところもありますので、その点、対象の方々に理解を得られる

のかどうかというところは慎重に検討する必要があるかと思います。

それから、ちょっと技術的な話にはなりますけれども、電気代補助ということになりますと、これは今、生活保護世帯に対して予算補助の形でやっておりますが、国費の適切な支出という観点から、全ての世帯について稼働の事実と、あわせて対象となる電気代の実態を個別に把握した上で補助を行うというちょっと手間をかけたやり方をしております。そういったことで、毎年多量な事務コストの補助を、これは自治体がある意味では法律に基づかず協力をいただきながらやっているというところもありますので、そういったところもなかなか悩ましい面がございます。

【杉本委員】 はい、どうぞ。

【伊藤委員】 今のお話を受けてなんですが、私も上山さんと同じで、設置の補助ではなくて維持管理の補助に切りかえていく必要があると思っています。もちろん実態を全て把握しようとする、個人個人の各家庭の毎月の電気代は幾らなのかって、これは多分非現実的だと思いますが、実際に今、電気代だったりとか、交通費支給をするときに公共交通機関ではなくて自家用車を使うときの換算の仕方は、距離基準であったり、ガソリンの全国平均単価を計算するとか、いろいろなやり方は既に確立されているので、あまりぎりぎり考える必要はなくて、ある程度この期間は、一般的なこの天候の中で、ほかのエアコンはつけなくても窓をあければいい世帯に比べて、ここはやはり不利益をこうむっているというところの算定をするということに限ってもいいのではないかと思います。

もう一つは、先ほどから出ている、区域指定されたときに存在する建物、ここはもう一回確認なんですけれども、例えば5ページの、区域の見直しがあつて、松山空港であれば、もともと57年に一旦区域指定があつて、平成22年に区域見直しがありましたよね。22年の区域見直し的时候には、22年のときに存在している住宅に補助がつくという考え方ですか。そうなってくると、57年のときにはつかないけれども、同じ場所にあつても、57年から22年の間に新しく家を建てると補助対象になることになります。

【説明者】 こちらは、5ページに書いてあります平成25年度的那覇空港以外は、これは区域の見直しで縮小になった地域になっております。そういう面では、57年の1種区域の指定からは小さくなっておりますので、22年の……、失礼しました。区域が縮小になった、その差の部分が対象の地域ではなくなったというようなことでございます。

【伊藤委員】 区域は縮小になったけれども、縮小になってもずっと対象区域になっているエリアがありますよね。そのエリアの中に57年度以降に建てた家は、理屈上は存在

すると思うんですが、ここは22年の段階では補助対象になるんですか。

【説明者】 見直し後の1種区域の内側であると対象となります。

【伊藤委員】 となると、理屈が合わなくなります。

【説明者】 すみません、大変失礼いたしました。もともと1種区域の中に昭和57年にしていたところの内側、さらに見直ししても内側のところは対象にならないと。

【伊藤委員】 ならないんですね。では、57年のタイミングから後に建てた家については、いかなる見直しで対象になっていようがなっていないが、少なくとも補助対象にならないということですよね。

【説明者】 見直しの結果区域が拡大というようなときに……。

【伊藤委員】 理屈としては、それはあり得るということですね。

【説明者】 はい、一定の経過措置みたいな、みなし措置みたいなものはかつてございました。失礼しました。

【中里委員】 ちょっと今の点で確認を。

【杉本委員】 はい、お願いします。

【中里委員】 もう一度確認なんですけれども、要するに、区域指定がありますよね。区域指定がなされた時点で現に存在していた住戸について、この事業は対象にしているということですよね。まずそういうことでいいですね。

【説明者】 はい。

【中里委員】 その上でなんですけれども、それではその対象となる地域、区域指定がある地域について、住戸が例えばほかの方に転売をされたら。その場合、転売で買い受けた方もこの対象事業の対象者になるんでしょうかというところがポイントだと思うんです。それがアトキンソンさんがさっきおっしゃったことのポイントなんです、それを確認させてください。

【説明者】 そういった、今の具体的な事例で対象になります。

【中里委員】 そのところが、動画をごらんになっていらっしゃる方もいらっしゃるのですが、誤解ないように申し上げないといけないですが、まず現に空港ができる前に住戸をお持ちの方、これについては万全なきちんとした補償というか、対応をすべきだと思うんです。ただ、例えばその方から家を受け継いだとか、購入された方については、購入の時点でまず騒音や何かが発生する可能性がある地域だということをご存じになって、そのことも含めて土地の値段なり、住戸の値段が決まって販売されているはずなんです。売

却されているはずなんです。要するに外部不経済が存在している分だけ地価なり不動産の価格が下がっているから、安く買っているという。そこに対して果たして同様の補助をすべきなのかということが、先ほどからの議論のポイントだと思うんです。

そのこのところをどう整理するのかということなんです。そこは果たして本当に補助をする必要があるんでしょうか。もちろん例えば航空機が大型化して、その地域の騒音が大きくなったというようなことがあれば、これはきちんと補償しないとイケないんですが、そうでない場合どうでしょうかということです。つまり、例えて言うと、社債でリスクが高い社債をお買い求めになった方は、その分だけ社債の値段は低い価格で買っているんだから、そこでもう補償されているんですね。その場合に新たに追加で補償すべきなのかどうかということが論点なんだと思います。そこをちょっと確認したいです。

**【説明者】** その区域内の物件の所有者というところに着眼すべきというか、そういったご意見だとお伺いいたしました。なかなか今、直ちにここで断定的な答えになるようなことを申し上げるのも難しいところがございますけれども、ある意味では、物件の、言ってみれば履歴といいますか、所有者をたどって、それに基づいて何やら補助に色づけをというような、そういう毀損の経済性みたいなものをというご意見だと承りますけれども、他方で、そういうことを対象になる物件に、数多くのところに行けるかというような、技術的なところ及び、ここは瞬間ちょっと思いついたところであるかもしれませんけれども、相続の場合どうなのか、あるいは名義人が変わっていたとして、相続人なのかとか、あるいは本当に経済行為で売却があったものなのかとか、そういったことまで含めるとなかなか対応が困難なのかなというような感じもいたします。

**【中里委員】** ちょっとだけいいですか。もうやめますけれども。これ、申請で行われる事業ですよ。そうすると、申請があった時点でそれはチェックがきくんじゃないですか。そこはいかがでしょうか。

**【説明者】** 区域指定がなされたときに存在した物件のいわば名義人というようなデータまで、あくまでもある種、地図上に線を引いたというような囲い方をしているということですので、何年かたって区域内などで申請人がどの時点から所有していたかどうかというのは直ちに今わかるような仕組みにはなっておらないのかなと思います。

**【杉本委員】** よろしいですか。

ほかに。はい、どうぞ。

**【上山委員】** すみません、騒音対策区域の見直し、5ページなんですけれども、これ、

騒防法の対象空港の中では、ここに書いていないのが羽田と成田と福岡なんですけれども、この3つは見直しがされていないということなんでしょうか。

【杉本委員】 そろそろシートのほうの記入をお願いいたします。

【説明者】 区域については、成田空港については、成田空港を管理する会社、法律に基づく管理をする会社が行うというようなことで、すみません、こちらには記載をしておりません。

【上山委員】 されているんですか。

【説明者】 平成22年ごろに行われていると。

【上山委員】 ごめんなさい、羽田と福岡はされているんですか。

【説明者】 羽田については、これまで種々の滑走路の移設とか増設とかそういったことが続いてきて、直近では、今、来年までに首都圏空港の機能を強化して発着回数の増加などの運用形態の変更が見込まれるということでございますので、そうした機能強化が実現されれば、その後の具体の運用、そういったことをもとに検討を進めていくということになります。これは、なおであります。新たに住宅防音工事が必要となるような音の影響は生じないと見込んでおります。

福岡につきましては、今、滑走路の増設をやっていますので、やはりその後の実運用を踏まえてのまた対応ということになります。

【杉本委員】 よろしいですか。先ほどの、騒音があることが確定してから買った所有者の方についての意見なんですけれども、私のほうは全く逆の見方をしています。仮に騒音があることが確定して地価が下がるという現象があるのであれば、そのときに売った人は、その分の騒音の効果を損をするということになりますよね。ですが、新しく入ってきた方にも騒音の防止手段がとれるということなのであれば、その地価の下落幅は小さくなるんじゃないか。完全に防音をされるのであれば、今後とも防音について補償されるのであれば、地価の下落はしないということですよ。売った人と居続けた人とでその効果が異なるのはちょっと不公平なんじゃないかなと思ひまして、そういう意味で、新しく入ってきた人にも補償して、地価をキープしてあげるという考え方もあるんじゃないかなと思ひているんですが、その点、ほかの先生方もどうでしょうか。

お願いします。

【アトキンソン委員】 ですから、先ほど申し上げましたように、どうなったのかということを検証することなく、そうだったのか、そうじゃなかったのかということは感覚的

な話ではなくて、おっしゃるように、そうっていない、要するに、こういう補償制度があるという前提で価格が下がっていないのであれば、実際の取引価格を検証することによってそれを証明することができます。

だけれども、想像するには、あの辺で見ると、そうっていないという保証は多分ないと思います。ですから、その制度があるということを、要するに、完全に効率よく価格設定がされているかどうかというのは疑問に思うんですけれども、少なくとも設計ミスになっているかどうかということは検証してもらわないとどうにもならないので、おっしゃるようなこともあり得るシナリオで、私申し上げているのもあり得るシナリオなんですけれども、どっちが正しいということは、議論ではなくて、地価を見ればわかることなので、地価をまず分析してもらわないと始まらないと思います。

【杉本委員】　　そうですね。

【アトキンソン委員】　やらないだけで、それで税金を出しているということは、私はこれはおかしいと思います。

【杉本委員】　　地価の変動について測定をした上で施策を決めるべきというご意見かなと思いました。

もう一つよろしいでしょうか。レビューシートの中で、今回30年度の予算がふえているという原因は、防音工事の部分ではなくて、移転補償の部分でふえているんですよ。つまり、用地買収でふえているんじゃないかなと思うんですけれども、そういう理解でいいのかどうかということです。

それから、このレビューシートを拝見いたしますと、後ろから2番目のレビューシート、例えばそのページを拝見いたしますと、一般競争入札で入札者が1者応札ですね。落札率が非常に高いという結果になっているんですけれども、これは入札についてもうちょっと工夫ができなかったのかなというところをお伺いしたいなと思います。それが2番目の質問です。

【説明者】　　30年度の当初予算の計上額が大きかったというところにつきましては、これは個別の申請によりまして予算計上している住宅防音工事とはまた別の、同じ事業の中ではありますが、別メニューであります教育施設等の防音工事の補助、これが9億6,000万。それから、移転補償、こちらのほうも第2種区域の中で申請に応じて予算計上するというものが31億というようなことが、2つの大きな要因があって、30年度の当初予算が大きかったというところがございます。

【杉本委員】 その中で移転補償が半分以上なんですよね。

【説明者】 はい。49億5,000万のうち、移転補償は31億ございます。

【杉本委員】 ということは、今までお話ししていた防音工事とは直接は関係なくて、立ち退く方についての予算がメインで動いているということでしょうか。

【説明者】 住宅防音工事以外のところは、一件一件が結構玉が大きかったりするものですから、そのようなご理解でよろしいかと思えます。

それから、2つ目のご質問での、これはレビューシートの後ろから2枚目でしょうか、応札者数が少なくて落札率が高いというご指摘でございます。この点については、業務の概要ということで、音の測定というような非常に専門性の高い業務概要になっておりまして、そういう面でこれまでの実績等を踏まえてできる能力があるというような会社がどうしても限られてくるというようなところがございます。個々のものについて今、幾つ応札してどうだったというようなところの分析は持ち合わせておらないんですが、全体、このDの欄の中では、そうした性格の部分でそのようになっております。

【杉本委員】 大体状況……、はい、どうぞ。

【説明者】 補足させていただくと、1者応札に関しては、以前別の場でも、以前というか、ずっと現在もやっぱり改善すべきだということでございますので、本省の契約、それから、地方局が2つございますけれども、そのいずれも入札監視委員会という、やはり有識者の先生にお集まりいただいて、改善策、それから、1者応札が適切であったかどうかというのは一応第三者の目が入る形でチェックをしてという形になってございます。

【杉本委員】 そうすると、そこで検討されているということですね、落札した条件の妥当性につきましては。

【説明者】 はい、そのようにお考えいただければ。

【杉本委員】 どうぞ。

【アトキンソン委員】 すみません、移転のところなんですけれども、これは元住民に限定されているものなんですか。それとも、その所有者で、いつ買ったのかというのは関係ないものなんですか。

【説明者】 住宅防音工事の対象？ あ、移転補償？ 失礼しました。移転補償につきましては、これも法律に記述がございます。告示のときにありました住宅というところがございます。

【アトキンソン委員】 その当時の所有者かどうかというのは言及されていないということですか。

【説明者】 はい、あくまでも告示の際にあった物件ということで、申請が上がってきたときの所有者云々というところの違いはございません。

【杉本委員】 その他、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

【上山委員】 すみません、ちなみに、区域認定があったときにあったかどうかというのは、何をもって確認されているんですか。不動産の謄本？

【説明者】 登記簿とか航空写真ということでございます。

【上山委員】 登記簿ということであれば、当然所有者の移り変わりも記載されているものなので、要は、区域認定の後に取得した人というのも容易に確認することができる。そうすると、今までお話ししていたようなところで、後から買った人について取り扱いをちょっと変えるということも、別に今やっていることから大きく作業をふやすことなくできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【説明者】 作業量がどれぐらいというイメージが直ちにできているわけではございませんけれども……。

【上山委員】 いやいや、謄本、だって、とればすぐわかるから。作業量全然増えない。謄本の提出を義務づけているのであったら、出すほうの負担も増えないし、御省の作業量も全然増えない。もちろん謄本見たことありますよね。

【説明者】 はっきり、どういうイメージということじゃないんですが、どういうことが書いてあるというのは知識としては存じております。

【上山委員】 移転事業とかをやるのであれば、やっぱり謄本ぐらいは少なくとも1回ぐらいは見ておく必要があるんじゃないのかなと思うんですけれども、謄本には、要は、所有権の移転というのは出ているわけです。建築された年月日も出ているので、両方とも簡単に確認ができるので、であれば、謄本の提出を義務づけているのであれば、もうそれは別にそのときにあったものに限らず、後から買った人というのは別に取り扱う方向で進めていただくということにはあまり障害がないのかなという気がしますので、そのような形でのご検討もしていただければと思います。

【説明者】 先生の今のご指摘、エアコンの話と、それから、移転補償の話と、大きく分けてあれだったと思います。きょうは住宅の施工のほう、あれでしたけれども、そうい



ったことを含めて、制度全体いろいろ事情が当時と変わっているという、昭和57年とかそのころと変わっているということがございますし、いろいろ今ご指摘いただいたようなことを含めて、予算の効率的な執行、さっきアトキンソン先生からもあったような形、またるる努めていきたいと思います。

また、先ほど杉本先生からもあった、一方でこういう考え方もあるんじゃないかというのも客観的なデータに基づかないとだめなんじゃないかというご指摘だったと思います。どっちしろというのを今決めろというよりも、そういうことをちゃんと把握した上で、制度のより効率的・公平な運営に努めろというご指摘かと思っておりますので、そこはこれからまた予算要求とかに含めてきちんと検討していきたいと考えております。

【杉本委員】 はい、お願いします。

【伊藤委員】 先ほど杉本先生お話があったように、この事業は論点としては、防音とかエアコンではあるんですが、金額的には圧倒的に移転補償が毎年度半分以上になっています。考え方でいくと、この後区域変更がまたあるという可能性がありますが、現時点においての2種区域において、計算上はいずれこの移転補償額がある程度もう終わるということが計算上は成り立つように思いますが、まだまだ先なのか、ある程度2種区域の移転って済んでいるのか、どのような感じなんでしょうか。

【説明者】 移転補償については、先ほど来、個別の申請が上がってきて、それを予算計上するというようなことで、額的に必ずしも多くない。30年度はその中でも31億と大きかったわけですが、エリア的にはほぼ実質的に福岡空港周辺の事業になっているというのが実態でございます。そういう面でだんだん物もそれなりに、あくまでも申請主義で、そういう意味でこちらとしていついつまでこれぐらいというコントロールができるようなものではない。実際、例えば相続に際してこの事業を使って移転補償を求めてくるとかいうようなこともあるやに聞いておりますし、そういったことで、申請人のある種のご事情により受け付けるというようなことで、そういう意味でなかなか先を、いついつまでにというのを見通すのが困難なものかなという感じはしております。

【杉本委員】 よろしいですか。

【伊藤委員】 はい。

【杉本委員】 事務局のほうから皆さんのコメントの取りまとめが回ってまいりました。

本事業に関する評価結果でございますが、事業内容の一部改善が3名の先生、事業全体の抜本的な改善も3名の先生でございました。

主なコメントをご紹介したいと思います。

申請主義で難しい部分もあるかもしれませんが、予算計上と執行額の乖離が大き過ぎる。乖離を小さくする工夫をしてもらいたい。

防音工事の要対策者数の把握については、それに要する費用との兼ね合いを考慮して、慎重に対応すべきではないか。

空港ができてから引っ越してきた住民の補償率は低減すべきである。

設置への補助から維持管理の補助に見直しをすべきだ。

現在の一般の設備状況（防音性等）、そして、現在の騒音レベルを測定した上で、補償内容を見直すべきであるというご意見がございました。

これらのご意見を踏まえまして、この公開プロセスの評価結果としては、事業内容の一部改善ということにさせていただければと思います。いかがでしょうか。

事業内容については、地価の動向やエアコンの設置状況など騒音対策区域の実態を十分に勘案し、実態の把握に要するコストに十分留意しつつ、合理的な助成のあり方を幅広く検討すべき。

本事業は、申請主義であるため、やむを得ない部分もありますが、地方公共団体等の関係者の方とも連携を図って、予算額と執行実績の乖離を少なくする努力をしていただきたい。

騒音対策区域に指定された後に転入した方については、航空機の騒音が存在することを認識した上で居住していると考えられることも勘案し、例えば区域指定の際に現に所在していた住宅について補助率を変えるなどの見直しを行うべきというふうに考えます。

本日はどうもありがとうございました。